

交通災害共済に 家族そろって 加入しましょう

自動車事故に
限らず自転車の
転倒でも



1日1円で助け合う青森県交通災害共済

交通災害共済は、全国どこで起きた交通事故でも、災害の程度に応じて見舞金をお支払いする制度です。
青森県民の方であればどなたでも加入することができます。ぜひ、家族そろって加入しましょう。

【共済期間】4月1日から3月31日まで1年間

会費年間
1人**350円**



学童団体
(幼稚園、小・中学校など)
1人**300円**
(加入取りまとめを行っている団体の場合)



**交通事故で被災した場合は、
必ず警察に届けましょう。**

警察又は最寄りの交番へ届出て下さい。同乗者や相手方のいない自損事故、自転車等の単独の転倒でも必ず警察に届出て下さい。届出をし、**交通事故と扱われた場合、交通事故証明書が発行されます。**



イメージキャラクターONEくん

加入及び見舞金請求等全ての手続きはお住いの市役所・町村役場の窓口へ

青森県交通災害共済は県内すべての市町村が行っている共済制度です。

青森県交通災害共済組合

青森県交通災害共済

検索

<http://www.aokousai.jp>



共済見舞金等金額表 (共済見舞金支給後に上位の等級に移行したときは、その差額を請求できます。)

等級	災害の程度	金額
1	死亡した場合	1,000,000円
2	自動車損害賠償保障法施行令別表第1に掲げる介護を要する後遺障害及び別表第2の第1級から第3級に掲げる後遺障害の場合	500,000円
3	90日以上の治療を要した場合	70,000円
4	60日以上90日未満の治療を要した場合	50,000円
5	30日以上60日未満の治療を要した場合	40,000円
6	30日未満の治療を要した場合	30,000円

※「治療を要する」を「治療を要した」に改正しました。

共済見舞金等の請求には自動車安全運転センターが発行する**交通事故証明書**(原則、被災者名が記載されているもの)が必要です。

対象となる交通事故による災害

自動車、バイク、自転車などの道路交通による人身事故

- ・歩行中の自動車等との接触事故
- ・自転車で走行中に転倒したり、追突されてケガをしたとき
- ・自転車走行中、誤ってガードレール等にぶつかりケガをしたとき

共済見舞金等の請求に必要なもの

- ① 自動車安全運転センター発行の交通事故証明書
- ② 医師の診断書又は柔道整復師の施術証明書
- ③ 会員証
- ④ 死亡したときは死体検案書又は死亡診断書
- ⑤ 口座振替ができる金融機関の通帳(口座番号・名義など確認できるもの)

※①、②及び④については原則、原本が必要ですが、原本が提出できない場合は、コピーでも可。

特例見舞金

被災者が確認できる交通事故証明書を提出できず交通事故申立書等による請求は、内容を審査の上、適当と認められた場合、災害の程度に関わらず**特例見舞金として1万円**が支給されます。

対象とならない災害

- ① 故意(暴走行為、自殺、保険金詐欺等)又は重大な過失(信号無視、原付バイクの二人乗り等)によって交通事故を起こし、不正に見舞金等を受けようとする場合
- ② 無免許運転及び酒気帯び運転をし、またはその事情を知らずながら同乗して交通事故による災害を受けた場合
- ③ 地震、洪水、暴風、その他の天災によって生じた交通事故による災害を受けた場合
- ④ 電車、航空機、船舶などの事故による災害を受けた場合
- ⑤ 自転車の二人乗りや、酒気帯びでの走行中にケガをした場合
- ⑥ 車両乗降の際に災害を受けた場合
- ⑦ 歩行者の転倒や作業中の事故等交通事故以外の災害を受けた場合
- ⑧ その他これらに類する故意又は重大な過失と管理者が認める場合

請求期間

交通事故にあった日から**1年以内**に請求してください。ただし、交通事故がもとで2等級の対象となる**後遺障害が残った場合は2年以内**に請求して下さい。これを超えると請求ができなくなりますので、ご注意ください。

見舞金の受取方法

指定した金融機関への口座振替で受け取れます。

交通事故で被災した場合は、必ず警察に届けましょう。

警察又は最寄りの交番へ届出て下さい。同乗者や相手方のいない自損事故、自転車等の単独の転倒でも必ず警察に届出て下さい。届出をし、交通事故と扱われた場合、**交通事故証明書**が発行されます。物件事故証明書の場合、同乗者の記載がありませんのでご注意ください。



万一の交通事故に備えて、**交通災害共済**に家族そろって加入しましょう。

加入及び見舞金請求等全ての手続きはお住いの市役所・町村役場の窓口へ

※予約加入された方で3月31日までに県外へ転出する場合は、必ず市役所又は町村役場で会費還付の手続きをして下さい。

青森県交通災害共済組合事務局 017(722)3292